



繭蚕 共済



©群馬県 ぐんまちゃん
00090-09

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん



～農業保険への加入をおすすめします～

『蚕繭共済』は蚕の病気、虫害および鳥害、ならびに桑葉のひょう害、凍霜害等および病害等の不慮の災害等による損失を補てんでできる制度です。また、青色申告を実施している方は、価格低下を始めとする、ほとんどのリスクを補てんでできる『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため、『蚕繭共済』または『収入保険』への加入をおすすめします。

加入できるのは？

区分	蚕期
春蚕繭	前期
	後期
初秋蚕繭	夏蚕期
	初秋蚕期
晩秋蚕繭	晩秋蚕期
	晩晩秋蚕期

左の蚕期ごとに
0.25箱以上掃立する
農家が加入できます。



注) 加入にあたっては、飼育予定の全ての蚕期及び蚕期ごとに使用を予定している桑園全てを加入していただきます。

どんな災害が対象になるの？

蚕児

病害



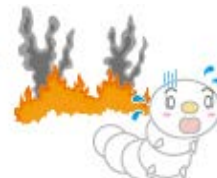
虫・鳥害



風水害



火災



病害、虫・鳥害、風水害、火災および地震、噴火、獣害が対象となります。

桑葉

ひょう害



凍霜害



病害



虫害



ひょう害、凍霜害、病害、虫害、風水害、干害、冷害等気象上の原因による災害および火災、獣害が対象となります。

※桑葉に災害を受けても収繭量が減少しない場合、対象外となります。

補償期間はどれくらい？

蚕期ごとに使用する桑の発芽期から収繭するまでです。

※収繭は、繭を簇から取り外し、毛羽取りおよび選繭するまでです。

どれくらい補償してくれるの？

共済金額（補償額）は、選択した1kgあたり共済金額と補償割合に応じて計算されます。

1kgあたり共済金額と補償割合は蚕期ごとに選択できます。

$$\text{共済金額（補償額）} = 1\text{kgあたり共済金額} \times \text{引受収量}$$

$$\text{引受収量} = \text{基準収繭量} \times \text{補償割合}$$

- ◆1kgあたり共済金額・・・農家手取り価格などを基に、農林水産大臣が定めた金額です。
種繭・糸繭ともに5つの1kgあたり共済金額より選択できます。
- ◆補償割合・・・8割・7割・6割より選択できます。
- ◆基準収繭量・・・過去一定年間の1箱あたり収繭量に基づいた収繭量です。

例) 基準収繭量100kgで、1kgあたり共済金額2,550円および補償割合8割を選択した場合

共 済 金 額 (補 償 額)	1kgあたり共済金額	引 受 収 量
204,000円	= 2,550円	× 80kg
引 受 収 量	= 基準収繭量	補 償 割 合
80kg	= 100kg	× 8割

掛金はどれくらい？

共済掛金は、掛金総額の半額を国が負担します。
 なお、掛金率は加入者ごとに過去の損害率を基に設定します。

$$\text{掛金総額} = \text{共済金額（補償額）} \times \text{掛金率}$$

$$\text{国庫負担掛金} = \text{掛金総額} \times 50\%$$

$$\text{農家負担掛金} = \text{掛金総額} - \text{国庫負担掛金}$$

一蚕期当たり、基準収繭量100kgの平均的な農家負担掛金の目安は、約394円です。

被害が発生したら？

NOSAIへ連絡してください。農家の被害申告に基づき、損害評価を行います。

- 損害評価は、「桑園被害調査」、「蚕児調査」、「上簇期調査」、「出荷量調査」を行います。
- 共済事故の確認および各調査が行えない場合や、出荷後の被害申告は共済事故の対象とすることができません。

桑園周辺の農薬散布にご注意ください！

蚕繭共済の被害では、蚕が毒性のある薬剤が付着した桑葉を食べたことによる中毒症状の事故が増えています。

周辺住民の方に使用する桑園と給桑期間を知らせるとともに、桑園周辺で農薬散布をする際は、事前に散布時期を連絡していただき飛散防止に配慮するよう周知をお願いします。蚕の異変が生じたときは必ず連絡してください。



共済金の計算は？

共済事故により、共済金支払が開始される損害割合以上の減収量に対し共済金を支払います。

$$\text{共 済 金} = 1\text{kg当り共済金額} \times \text{共済減収量}$$

$$\text{共済減収量} = \text{基準収繭量} - \text{出荷数量} - \text{基準収繭量の2割} \sim 4\text{割} \text{ ※}$$

※基準収繭量の2割～4割とは、選択した補償割合により異なります。

補償割合を8割選択した場合は基準収繭量の2割、補償割合を7割選択した場合は基準収繭量の3割、補償割合を6割選択した場合は基準収繭量の4割となります。

- ◆共済金は蚕期ごとに算出します。
- ◆飼育管理状況等を調査した結果、共済金を減額することがあります。（分割評価）

例) 基準収繭量100kg、出荷数量50kgで、1kg当たり共済金額2,550円および補償割合8割を選択した場合

$$\begin{array}{rcll} \text{共 済 金} & & 1\text{kg当り共済金額} & \text{共済減収量} \\ 76,500\text{円} & = & 2,550\text{円} & \times 30\text{kg} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcll} \text{共済減収量} & \text{基準収繭量} & \text{出荷数量} & \text{基準収繭量の2割} \\ 30\text{kg} & = & 100\text{kg} & - 50\text{kg} & - & 20\text{kg} \end{array}$$

分割評価とは？

通常行う飼育管理等を怠った場合、分割評価事項に基づき、共済事故の原因による減収量から、この部分の減収量を差し引いて共済金を支払います。

○分割評価に該当する事項

1. 通常すべき飼育管理等を怠った場合

- ①温度・湿度・換気状況（気流）等が適切になされていない。
- ②環境浄化・飼育中の防疫（病原拡散防止）等が適切に行われていない。
- ③桑の栽培管理（仕立法・収穫状況・施肥状況・除草状況等）が、適切に行われていない。

2. 共済責任期間外の災害による減収量が含まれている場合

- ①桑の発芽期前の被害や収穫後の被害は共済事故として取り扱いません。

3. 飼育途中で棄蚕した場合

- ①蚕児の病害等により、自己判断で棄蚕した。
※ただし、関係機関の指導に基づき、棄蚕した場合はこの限りではありません。
※棄蚕する前に必ず**NOSAI**へ連絡してください。

4. 損害の発生通知を怠った場合

5. その他、上記の項目以外について分割評価が必要となった場合

損害防止事業

NOSAI では、加入者の被害未然防止を目的に、薬剤等の配布を行っています。



こんなときは、 NOSAI へ連絡をお願いします



- ◎桑園・蚕児等に被害が発生したとき。
- ◎加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。

詳細はHPへ

蚕繭共済へのご加入にあたって

この説明書は、蚕繭共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。
※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生を通知を怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。
- 経営移譲などにより、加入している共済の名義に変更が生じた場合は、届出が必要となります。何らかの事情により、名義を変更する事案が発生した場合は、まずは最寄りのNOSAIまでご連絡ください。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

連絡先

北支所

〒377-0203
 渋川市吹屋370 1階
 TEL.0279-26-2600
 FAX.0279-26-2601

中央支所

〒371-0847
 前橋市大友町1-3-12
 農業共済会館1階
 TEL.027-254-2070
 FAX.027-254-2077

東支所

〒373-0806
 太田市龍舞町589-3
 TEL.0276-47-5600
 FAX.0276-47-5601

西支所

〒370-0084
 高崎市菊地町563
 TEL.027-344-2181
 FAX.027-344-2184

本所

前橋市大友町1-3-12
 TEL.027-251-5631

家畜診療所

渋川市吹屋370 2階
 TEL.0279-26-9550

